

主 文

- 1 一審A原告及び一審B被告の本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 一審A原告の当審における拡張請求に基づき、原判決主文第2項を次のとおり変更する。
一審B被告は、一審A原告に対し、10万円及びこれに対する令和6年1月13日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 一審A原告の当審におけるその余の拡張請求を棄却する。
- 4 当審における訴訟費用は各自の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 一審A原告

原判決を次のとおり変更する。

(1) 弥富市長が令和5年6月19日付けで一審A原告に対してした令和5年度固定資産税の課税地目認定処分に関する裁決を取り消す。

(2) 弥富市長が令和5年8月7日付けで一審A原告に対してした令和5年度固定資産税の課税地目認定処分に関する裁決を取り消す。

(3) 原判決主文第1項に同旨

(4) 一審B被告は、一審A原告に対し、50万円及びこれに対する令和6年1月13日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(一審A原告は当審において、原審における50万円の請求を、上記のとおり拡張した。)

2 一審B被告

(1) 原判決中、一審B被告敗訴部分を取り消す。

(2) 前項の部分につき、一審A原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨 (以下、略語の定義は原判決の例による。)

(1) 本件(原審)は、本件各土地を所有する一審A原告が、令和5年度の固定資産評価の際、弥富市長が本件各土地の課税地目を「雑種地」と認定(本件地目認定)した上で登録価格(本件各登録価格)を決定したことについて、弥富市長に対し、本件地目認定を不服として審査請求を2度行ったがいずれも却下された(本件各審査請求、本件各裁決)ため、弥富市固定資産評価審査委員会に対し、本件各登録価格について審査の申出(本件審査申出)をしたが、同申出から30日以内に審査決定がされず、同申出を却下する旨の決定があったものとみなされた(地方税法433条12項後段・本件審査決定)ことから、一審B被告に対し、本件各裁決及び本件審査決定が違法であると主張してその各取消しを求めるとともに、

本件各登録価格の決定及びこれに基づく本件各土地に係る令和5年度固定資産税の各賦課決定（本件各賦課決定）が違法であると主張して、国賠法1条1項に基づき50万円の損害賠償を求めた事案である。

（2）原審は、一審A原告の請求のうち、〔1〕本件審査決定の取消しを求める部分、〔2〕10万円の損害賠償を求める限度でそれぞれ認容し、〔3〕その余の請求をいずれも棄却する旨の判決（原判決）をしたところ、これを不服として、一審A原告及び一審B被告の双方が控訴した。

なお、一審A原告は、当審において、国賠法に基づく請求を前記第1、1（4）のとおり拡張した。

2 関連法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、下記第3において当審における当事者の主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」中の第2、1から4（原判決別紙「関係法令の定め」を含む。）までに記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当審における当事者の主張

1 一審A原告

（1）本件各裁判の取消しを求める部分について、本件課税処分は、現状変更の時期から5年も経過した後になされた変則的で異常な処分であり、また、一審A原告の一審B被告に対する別件訴訟が終わったことを動機としている。しかも、一審B被告の税務課のみならず市長までもが関与している上、他の市町村の課税例の調査も何らされていない。このように、本件の課税処分は、平等性と公平性を欠く違法な課税であり、一審B被告によるリベンジ課税であるから、単なる評価の違法の問題に止まらず、本件各裁判について取消しを求める特段の事情があるといえ、訴えの利益はある。

（2）国賠請求における損害額（弁護士費用相当額）については、取消差額の10年分を経済的利益とし、その1割を弁護士費用とすべきであるから、原判決認定の10万円では低額に過ぎ、59万7208円か、少なくとも一審B被告が同代理人に支払った55万円が認められるべきである。

2 一審B被告

（1）地方税法432条1項但し書の趣旨は、第2年度及び第3年度（据置年度）の登録価格については、同法349条2項1号に掲げる事情（特別事情）がない限り争うことができないというだけに過ぎず、特別事情の発生時期を限定する根拠にはならない。特別事情の発生時期がいつであれ、評価替えがなされれば、その価格を審査申出手続で争うことはできるからである。本件では、本件各土地に平成30年6月頃までに盛土がなされ、評価替えは令和5年度にされているが、特別事情については時期の限定を認めるべきではなく、土地の現況が変わったことは「地目の変換」（同法349条3項但し書、同条2項1号）に当たるから、令和5年度の評価替えについても適法と認められるべきである。

（2）仮に、特別事情について時的な制限があるとしても、本件各土地をめぐる令和4年1

2月16日までの事実経過（亡Dの不法搬入、亡Dに対する訴訟提起（別件）、別件訴訟における和解やその後の本件各土地の状況等）、及び、令和5年1月1日時点において残土撤去が見込めず、また果樹園等としても現実には利用がなされないことが相当程度確実になったこと、更には、当時、一審A原告から新たな訴訟提起の意向が表明されていたことも併せれば、一審A原告が本件各土地の現況を変更するつもりがないことが相当程度確実になった。そこで、一審B被告は本件各土地の現況が固定化し、「地目の変換」があったものと判断して課税地目の変更を行った。なお、本件各土地については一時転用許可がされた土地ではないが、評価要領の一時転用の定め趣旨も加味して土地の現況を評価し、地目変更を行った。このように、本件においては、特別事情の発生に時的な制限があるとの考えに立っても、特殊な事情により令和4年12月16日に地目変換に当たる現況が固定化されたと認めて据置年度の評価替えをしたものであるから、これに基づく本件各賦課決定は適法である。

（3）一審B被告の取扱要領では比準する近傍地を宅地としているが、本件各土地についても、その所在地域は宅地や資材置き場等が相当数存在するから、近傍地を宅地として評価することは評価基準に反しない。補正率（50%の減価率）についても、評価基準に合致するもので合理性がある。そして、一審B被告が調査したところでは、愛知県内の15の市町村が一審B被告と同じく近傍地を宅地として一律補正率を定めており、愛知県全体では約31%にのぼることからしても、一審B被告の取扱要領は一般的合理性を有するといえる。

また、そもそも固定資産評価における「適正な時価」を求めるに当たり、人為的な要因に起因する個人的な権利・義務等に基づく減価を反映するには、当事者間の事情を考慮して評価する必要がある。本件のような建設残土は、その生じた要因が外的人為的なものであって、原因行為者の責任追及を行うことで原状回復は可能であるし、埋め立てや盛土等への利用等、経済的価値のある資源でもあるから、これにより土地の評価額を減じる必要はない。一方で、建設残土が置かれた個別事情を精査し、評価額を変えるのは全く現実的ではなく、課税の公平性も担保されない。

以上によれば、一審B被告の評価は取扱要領の定める評価方法によって評価したものといえ、適法なものである。

（4）仮に、本件の評価替えや本件各賦課決定が許されるものではなかったとしても、前記のとおり、地方税法349条2項但し書及び3項但し書には特別事情の発生時期について何らの限定もなく、評価基準にも一審B被告の取扱要領にも、更には総務省からの通達等にもこれを明記した規定はない。したがって、本件各賦課決定をしたことにつき、一審B被告が通常尽くすべき注意義務を尽くしていないとはいえず、国賠法上の責任を負わない。

第4 当裁判所の判断

1 当裁判所も、一審A原告の請求のうち取消請求については、原判決と同様、本件審査決定の取消しを求める部分はこれを認容すべきであるが、本件各裁決の取消しを求める部分は理由がないからこれを棄却すべきであると判断する。また、一審A原告の請求のうち損害

賠償請求については、10万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和6年1月13日から支払済みまで民法所定の年3%の割合の遅延損害金を求める限度で認容し（一審A原告の拡張請求は上記遅延損害金を求める限度で理由がある。）、その余の請求は棄却すべきであると判断する。その理由は、以下のとおり補正し、下記2で当審における当事者の主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の第3、1、2、4及び5のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

（1）原判決30頁20行目から31頁6行目までを次のとおり改める。

「そこで検討するに、上記2で認定説示したとおり、弥富市長は、地方税法349条3項但し書の解釈適用を誤り、その要件を具備していないにもかかわらず、令和5年度（第3年度）に本件各土地の評価替えをして、本件各登録価格を決定し、一審A原告に対して本件各賦課決定をしたものである。そして、弥富市長が上記の解釈適用をするに際し、調査検討を十分に行ったと評価しうる事情は認められず、現に、基準年度の賦課期日の前に生じた事情を特別事情として考慮することを認める先例や文献等が存在するとはうかがわれない。」

（2）原判決31頁14行目から15行目にかけての「本件各登録価格の決定により過大に賦課されることになった税額」を「本件各賦課決定にかかる事実経過や内容」と改める。

（3）原判決31頁18行目から19行目までを次のとおり改める。

「したがって、一審A原告は、一審B被告に対し、国賠法1条1項に基づき、10万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和6年1月13日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。」

2 当審における当事者の主張に対する判断

（1）一審A原告は、本件各裁決の取消しを求める部分について、本件課税処分は平等性と公平性を欠くもので、一審B被告によるリベンジ課税であるから、本件各裁決について取消しを求める特段の事情があるといえると主張する。（前記第3、1（1））。

しかしながら、前記1で引用した原判決の「事実及び理由」中の第3、1のとおり、市町村長のした地目認定に関する不服については、結局のところ、その固定資産の価格決定に対する不服となるのが通例であるから、地方税法により定められた固定資産税の評価や賦課決定の仕組み及び内容も併せ鑑みれば、地目認定の不服については、価格決定の不服とは別の手続により争わせるのが相当であるような特段の事情がない限り、地方税法432条1項に規定する登録価格についての不服がある場合に該当し、争訟方法や主張の制約を受けることになるというべきである。そして、本件についても、一審A原告の上記主張はいずれも、結局は本件各土地の登録価格の不服に帰着するものであって、その不服は固定資産評価審査委員会に対する審査申出及びその審査決定の取消しの訴えによってのみ争うことができるものであり、本件地目認定についてこれとは別の手続により争わせるのが相当であるような特段の事情があるとは認められない。

したがって、一審A原告の上記主張は採用できない。

(2) 一審B被告は、本件審査決定の取消しについて、地方税法432条1項但し書は、同法349条2項1号に掲げる特別事情の発生時期を限定する根拠にはならず、本件各土地の現況が変わったことは「地目の変換」に当たるから、令和5年度の評価替えについても適法と認められるべき旨主張する(前記第3、2(1))。

しかしながら、前記1で引用した原判決の「事実及び理由」中の第3、2のとおり、原則として基準年度の価格が3年間据え置かれ、据置年度の評価替えは例外的にしかなされず、据置年度に評価替えがなされる場合は限定的な特別事情を要すること、据置年度の登録価格についての審査申出も限定的な場合にのみ認められていること(地方税法432条1項但し書)等の地方税法の規定内容、及び固定資産税の課税標準となる登録価格を早期に確定させて租税法律関係の安定を図るという同法の趣旨に照らせば、第2年度又は第3年度の賦課期日において特別事情がある場合(同法349条2項但し書及び3項但し書)とは、基準年度の賦課期日の後、第2年度又は第3年度の賦課期日までの間に特別事情が生じ、又はこれが顕在化し、そのために基準年度の価格等によることが不適當となった場合をいうものと解するのが相当である。

そうすると、本件の場合、基準年度である令和3年度の賦課期日(同年1月1日)には本件各土地の現況の変更が既に生じて顕在化し、弥富市長もこれを認識していたと認められるから、第3年度である令和5年度の固定資産税の課税標準となる登録価格について評価替えをすることができる場合に当たるとはいえない。

したがって、一審B被告の上記主張は採用できない。

(3) 一審B被告は、仮に特別事情について時的な制限があるとしても、本件各土地をめぐる令和4年12月16日までの事実経過等の特殊な事情にかんがみ、一審A原告が本件各土地の現況を変更するつもりがないことが相当程度確実になり、現況が固定化したと判断し、「地目の変換」があったとして課税地目の変更を行ったものであるから、適法であると主張する(前記第3、2(2))。

しかしながら、前記1で引用した原判決の「事実及び理由」中の第3、2のとおり、第2年度又は第3年度の賦課期日において特別事情がある場合とは、土地にあっては、その土地の全部又は一部について、用途変更による現況地目の変更又は浸水、土砂の流入、隆起、陥没、地すべり、埋没等によって当該土地の区画、形質に著しい変化があった場合等、土地に大幅な価値の増減を招いた原因が土地自体に内在する場合をいうものと解される。この点、平成29年9月から平成30年6月頃までの不法投棄により本件残土が標高10mの高さまで堆積するなど、本件各土地の現況が変更したことは、令和3年度(基準年度)の賦課期日の前である平成30年6月頃までに顕在化しており、農地改良の完了見込みがないことも明らかで、弥富市長もこれを認識していたといえる。そうすると、弥富市長としては、別件訴訟が提起された令和2年9月よりも前における評価替えや、令和3年度の登録価格の決定においてこれを考慮することができたといえる。また、別件和解が成立したことは上記現況に変更を生じさせるものではなく、地目の変換があったとみることも困難である。

したがって、一審B被告の上記主張は採用できない。

(4) 一審B被告は、国賠請求について、仮に本件各賦課決定が許されなかったとしても、法令や評価基準、取扱要領、通達等には、特別事情の発生時期について明記した規定は何ら存在せず、弥富市長が通常尽くすべき注意義務を尽くしていないとはいえないから、国賠法上の責任を負わない旨主張する(前記第3、2(4))。

しかしながら、前記1で補正して引用した原判決の「事実及び理由」中の第3、4のとおり、弥富市長としては、本件各土地の現況が明らかに変更され、特別事情がある場合に該当する状況であることを認識し、令和元年度や同2年度の評価替え又は令和3年度の登録価格の変更に際してこれを考慮することができたのにそれをせず、別件和解の成立を契機にあえて令和5年度の課税に際して評価替えをしたものである。しかも、基準年度の賦課期日の前に生じた事情を特別事情として考慮することを認める先例や文献等の存在もうかがわれず、弥富市長が同種の事例を調査する等したこともうかがわれない。そうすると、弥富市長は、地方税法349条3項但し書の解釈適用を誤り、その要件を具備していないにもかかわらず本件各賦課決定をするに際して、職務上尽くすべき注意義務を尽くさなかったと認めるのが相当であり、そのことについて少なくとも過失があったといえるから、国賠法1条1項の適用上違法というべきである。

したがって、一審B被告の上記主張は採用できない。

(5) 一審A原告は、国賠請求について、損害額(弁護士費用相当額)については取消差額の10年分を経済的利益とし、その1割を弁護士費用とすべきであるから、原判決認定に係る10万円では低額に過ぎる旨主張する(前記第3、1(2))。

しかしながら、前記1で補正して引用した原判決の「事実及び理由」中の第3、5のとおり、本件各賦課決定に係る事実経過や内容、本件審査決定が取り消される理由等、本件記録に現れた一切の事情を考慮すると、違法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金の額は10万円と認めるのが相当である。

したがって、一審A原告の上記主張は採用できない。

3 一審A原告の当審における拡張請求に対する判断

上記2(5)のとおり、国賠請求に係る損害額は原判決と同じく10万円が相当であるが、一審B被告の上記賠償債務は本件各賦課決定をした令和5年4月6日から遅滞に陥っていると見えるから、それより後の日(訴状送達日の翌日)である令和6年1月13日から支払済みまでの遅延損害金の請求は上記10万円に対する請求の限度で理由がある。

第5 結語

よって、原判決は相当であり、一審A原告及び一審B被告の本件各控訴はいずれも理由がないから棄却することとし、一審A原告の当審における拡張請求は、10万円に対する令和6年1月13日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金を求める限度で理由があるから、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所 民事第1部

裁判長裁判官 新谷晋司

裁判官 山本万起子

裁判官 本松智